

加茂商工会議所 会員情報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 412号/R5. 1. 16発行

◆所得税・消費税無料納税相談会 ～完全予約制～

予約制の個別相談とさせていただきますので、事前に電話でお申し込みください。
～インボイス制度に関するご相談も承ります～

- 日 時 2月27日(月)、2月28日(火) 9:30～15:30の間
- 申込方法 電話で空き状況をご確認のうえ、お申し込みください。
ご希望の時間に添えない場合がありますが何卒ご了承ください。
- 当日ご持参いただくもの

①申告関係書類 ②前年(令和3年分)確定申告書 ③前年(令和3年分)決算書または収支内訳書の控え ④各種控除証明書、源泉徴収票 ⑤印鑑・マイナンバーカード等

※インボイスに関する相談の方は、令和2年分の決算書・申告書等をご持参ください。詳しくは、当商工会議所TEL:52-1740(担当/渡邊)まで。

◆年末調整に係る源泉徴収税及び復興特別所得税について

◎納付期限(納期特例の承認を受けている場合) 1月20日(金)

◎法定調書の提出期限は1月31日(火)まで

◎給与支払報告書の作成にあたっては、下記の点にご注意ください。

全ての受給者分を作成し、令和5年1月1日(退職者については退職時)にお住いの市区町村へご提出ください。また、個人住民税は、給与から特別徴収(給与天引きして市区町村に納めること)が義務付けられています。

※令和4年分確定申告書等作成コーナー公開中(こちらから→)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/渡邊)まで



◆10月からインボイス制度が始まります

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができ、免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討ください。

※登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。※個人事業主の場合は必ず「本名」が掲載されるので、屋号・事業所の所在地を公表したい場合には、適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出が必要が必要です。詳しくは、国税庁HP(<https://www.nta.go.jp>)のインボイス制度特設サイトをご覧ください。

◆「加茂の美味しいを届けよう」プロジェクト限定価格の感謝祭！ ワンコインテイクアウトメニュー販売会（予約制）

1コイン!



お弁当やパン、お菓子の詰合せがお得に買えるイベント。1千円の商品を500円で販売します（前売りチケット）。

○チケット販売…2月3日(金)10:00~19:00、4日(土)9:00~13:00

(販売場所/加茂商工会議所窓口)

○商品引換…2月11日(土)10:00~14:00

(引換場所/加茂市産業センターホール)

※メニュー詳細は後日発行の会議所だより、当所HPをご覧ください。
詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/渡邊）まで。

◆協会けんぽ各種申請書が新様式に(令和5年1月～)

◎変更する主な申請書(届出書)

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書(立替払等)
療養費支給申請書(治療用装具)
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料(費)支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続被保険者被扶養者(異動)届
任意継続被保険者資格喪失申出書
任意継続被保険者氏名生年月日性別 住所電話番号変更(訂正)届

被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

※三条年金事務所内に設置の「協会けんぽ出張窓口」は令和5年2月28日(火)をもって閉鎖されます。手続きは全て郵送での対応となります(送付先:「〒950-8513 協会けんぽ新潟支部」まで/住所の記載は必要ありません)。

◆マル経融資制度をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が前4年いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

担保なし・保証人なし・保証料なし

1.30%-0.90%=**0.40%**

※4年目以降は通常金利(1月16日現在 1.30%)

◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業:5人以下

〃 製造業・建設業・その他:20人以下

◎融資限度額 1,000万円(既存マル経融資とは別枠で借入可能)

◎返済期間 運転資金7年(据置3年以内) 設備10年(据置4年以内)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/明間、大橋、山本)まで。

◆小規模企業共済のご案内～退職金の準備を中小機構がお手伝いします～

掛金は増減自由!しかも年額掛金が所得税から全額控除!!

[加入資格] 常時使用する従業員数が20名以下(商業・サービス業5名以下)の個人事業主または会社役員の方が対象です。

※個人事業主の「共同経営者(配偶者専従者、後継予定者)」も加入できます。

[掛金] 1,000円から70,000円の範囲内で自由に設定可能。

(例えば…月15,000円×12カ月=180,000円 ⇒ 全額所得控除)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/大橋)まで。

◆電子帳簿保存が義務化～令和5年中に早めのご準備を～

令和6年1月から電子取引(注1)は電子データで保存することが義務化され、電子データを書面で出力し保存することは帳票書類として認められませんのでご注意ください。

(注1) 電子取引とは…発行・受領が電子の注文書、納品書、請求書、領収書、契約書等の取引

※具体例(Q&A)

- ・メールに見積書・請求書が添付されてきました。これは、電子取引に該当しますか?
→電子取引に該当します。
- ・電子決済(PayPay等)は電子取引に該当しますか?
→電子取引に該当しますので、電子決済の電子データ控えの保存が必要です。
- ・紙の帳票書類も電子化しないといけませんか?
→紙は紙で保存してください。紙と電子データがある場合は保存を併用してください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/渡邊)まで。

◆健康診断のご案内 ～会員特別受診料補助あり～

○健康診断→受診料一部補助

○人間ドック→1名につき2,000円補助

※当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時 (会場:加茂市産業センター)
(一社)新潟縣健康管理協会 TEL:025-245-5522	2/6(月) 8:30～11:30 午前のみ
(一社)新潟県労働衛生医学協会 TEL:025-370-1960	2/20(月) 9:00～11:00 午前のみ

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/本間)まで。

◆会議所1月後半～2月前半の主な行事予定のご案内

1月27日(金) ・令和5年度事業計画策定に係る 部会・委員会等合同会議 12:00～	8日(水)～9日(木) ・彩の国ビジネスアリーナ出展 9日(木) ・第3四半期会計監査 10:00～
2月3日(金) ・テイクアウトメニューチケット販売① 10:00～	10日(金) ・正副会頭会議 12:00～
4日(土) ・テイクアウトメニューチケット販売② 9:00～	11日(土・祝) ・テイクアウトメニュー引換 10:00～
・日商ネット検定試験 10:30～	